

社会資本整備重点計画の概要と フォローアップの基本的考え方

1.社会資本整備重点計画の概要 ~ 昭和29年以来50年ぶりの改革 ~

9本の事業分野別計画

道 路

交通安全施設

空 港

港 湾

都市公園

下 水 道

治 水

急傾斜地

海 岸

一本化

重点化・集中化のための
計画に転換

注・二重枠の事業分野別計画は、各々の緊急措置法があったもの

< 社会資本整備重点計画 >

平成15年度以降の5箇年間を計画期間

対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む）

計画事項

重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要
事業を効果的かつ効率的に実施するための措置
その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

主なポイント

国民から見た成果目標を明示
社会資本整備の改革方針を決定
国・地方公共団体・国民の間の対話手段として活用

2 . 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施（第1章）

1 事業評価の厳格な実施

事前から事後までの一貫した事業評価の実施・公表、事後評価の結果を改善措置等に反映

2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化

国等が行う事業について、規格の見直し、事業のスピードアップ(地籍調査の推進等)などにより、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成

3 地域住民等の理解と協力の確保

事業の構想段階における住民参加プロセスの導入

4 事業相互間の連携の確保

他の公共事業計画に位置付けられた事業も含めた事業間連携の推進

5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携

ETCの普及促進、災害やバリアフリーに関する情報の提供等のソフト施策との連携

6 公共工事の入札及び契約の適正化

公共工事入札契約適正化法の趣旨の徹底

7 民間資金・能力の活用

PF方式など民間資金・能力の活用を推進

8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

地方ブロックの社会資本の重点整備方針のとりまとめなど地域の実情に応じた社会資本整備の推進

国庫補助負担金について地方の裁量性を高める方向で改革

3 . 重点目標及び社会資本整備事業の概要 (第2章)

暮らし 安全 環境 活力の4分類に沿って、15の重点目標、35の指標を設定

暮らし

少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等

【旅客施設の段差解消 39% 7割強、視覚障害者誘導用ブロック 72% 8割強】
【道路 17% 約5割】

【信号機 約4割 約8割】

【建築物 約3割 約4割、住宅 約1割】

水 緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等

【河川における汚濁負荷削減率 13%削減】

【都市域における水と緑の公的空間確保量 約1割増】

良好な居住環境の形成

【市街地の幹線道路の無電柱化率 7% 15%】

【汚水処理人口普及率 76% 86%】

環境

地球温暖化の防止

都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善

【NO_xの環境基準達成率 64% 約8割】

【夜間騒音要請限度達成率 61% 72%】

循環型社会の形成

良好な自然環境の保全・再生・創出

【回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合 約2割再生】

【回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合 約3割再生】

良好な水環境への改善

【高度処理人口普及率 11% 17%】

【湾内青潮等発生期間の短縮 約5%減】

安全

水害等の災害に強い国土づくり

【洪水による氾濫から守られる区域の割合 約58% 約62%】

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数 約9万戸 約6万戸】

【土砂災害から保全される戸数 約120万戸 約140万戸】

【うち災害弱者関連施設数 約3,100施設 約4,100施設】

【津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 約15万ha 約10万ha】

大規模な地震、火災に強い国土づくり等

【地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 約13,000ha 約10,000ha】

【多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率

建築物 15% 約2割、住宅 約65%】

【地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 約8,000haのうち 0 約3割】

【一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 約9% 約25%】

【災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合 66% 76%】

【港湾による緊急物資供給可能人口 約1,900万人 約2,600万人】

総合的な交通安全対策及び危機管理の強化

【道路交通における死傷事故率 約1割削減】

【びくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数 0】

【国内航空における事故発生件数 約1割削減】

活力

国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上

【国際航空サービス提供レベル

3,435億座席キロ 4,800億座席キロ、215億トンキロ 300億トンキロ】

【国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 5%減】

【びくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間短縮 東京湾で約15%短縮】

【拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 59% 68%】

【国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現】

国内幹線交通のモビリティの向上

【国内航空サービス提供レベル 1,294億座席キロ 1,500億座席キロ】

【フェリー等国内貨物輸送コスト低減率 4%減】

都市交通の快適性、利便性の向上

【道路渋滞による損失時間 約1割削減】

【信号制御の高度化により短縮される通過時間 約1割短縮】

【路上工事時間の縮減率 約2割削減】

地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化

【国際航空サービス提供レベル (再掲)】

【拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 (再掲)】

【国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現 (再掲)】

【国内航空サービス提供レベル (再掲)】

【隣接する地域の中心都市間が改良済み国道で連絡されている割合 72% 77%】

4.社会資本整備重点計画フォローアップとPLAN- DO - SEEの強化

社会資本整備重点計画のフォローアップ

- ・『社会資本整備重点計画法第7条』の規定に基づき、『行政機関が行う政策の評価に関する法律』による政策評価として社会資本整備重点計画の評価を実施。
- ・社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業について、社会資本整備重点計画に定められている35指標を政策評価に位置付け。



社会資本整備に係る PLAN- DO - SEEの強化

